

しまねオープンイノベーション推進事業助成金



～新技術・商品開発等に向けたオープンイノベーションの推進を支援します～

県内企業の研究開発力強化・売上増加・利益率向上を促進するため、オープンイノベーション（国内の大学等や企業連携）による新分野への進出や新技術・製品開発など、県内企業等の新たな挑戦を支援します。

1. チャレンジ枠

新たな挑戦による競争力強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新技術・商品開発等の取組を支援

事業期間	1年以内
助成率	1 / 2 以内
助成限度額	1, 000 千円 / 年

2. 事業化枠

売上増加・利益率向上を目的として、専門家や大学等外部からの指導・助言・共同研究などにより事業化に向けた取組を支援

事業期間	2年以内
助成率	1 / 2 以内
助成限度額	5, 000 千円 / 年
特記事項	大学等との共同研究費部分について 県内の大学等の場合：助成率 10 / 10 以内 助成限度額 2, 500 千円 県外の大学等の場合：助成率 1 / 2 以内

3. 高度研究開発枠

次世代技術開発を目的として、大学・高等専門学校・研究機関・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う取組を支援

事業期間	2年以内
助成率	1 / 2 以内
助成限度額	10, 000 千円 / 年
特記事項	大学等との共同研究費部分について ・助成率 県内大学等との連携 10 / 10 以内 県外大学等との連携 2 / 3 以内 ・当該区分の助成限度額 5, 000 千円

※「次世代技術開発」とは、中小企業の特定制品のつくり基盤技術及びサービスの高度化に関する指針と同水準と認められる研究開発をいいます。

▶ 制度の詳細・問い合わせ先は裏面をご確認ください。

	チャレンジ枠	事業化枠	高度研究開発枠
概要	新たな挑戦による競争力強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新製品・商品開発を行う事業	売上増加・利益率向上等を目的として、国内の大学・高専、企業・外部専門家と連携して事業化に向けた研究開発を行う事業	次世代技術開発を目的として、国内の大学・高専・研究機関・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業
対象者要件	以下の全てを満たすことが必要です。 ・県内に事業所を有し、製造業※を営む、又は営むことを予定している者 ※工場を有しない事業者であって、「開発、設計」、「製造管理」、「品質管理」、「出荷(卸売)」を自社で行い、製品への責任を持つ者も含む (ただし、チャレンジ枠については飲食料品及び工芸品を製造する者を除きます。) ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者(みなし大企業は除く) (ただし、県内の大学等と連携する場合は、この限りではありません。) ・助成事業の成果で新たな製品等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者		
事業期間	1年以内	2年以内 ※1年以内でも可	
助成率	対象経費の1/2以内 ※但し、事業化枠、高度研究開発枠の県内の大学・高専との産学連携研究費の助成率は10/10 高度研究開発枠の県外の大学・高専との産学連携研究費は2/3		
助成限度	1,000千円	5,000千円／年	10,000千円／年
対象経費	市場調査（委託費・展示会事業費等）、試作開発・可能性検証試験（産学連携研究費・外注費・原材料費等）	産学連携研究費、専門家経費、旅費、人件費、原材料費、運搬費、機械装置費、構築物費、工具器具費、研究開発等委託費、外注費、技術導入費、市場調査費等	
審査項目	主に下記の審査項目により、審査委員会において助成対象事業者を決定します。 ①製品・技術力 ・製品・技術開発力があるか（技術的課題の克服など） ・製品・技術は既存製品・技術と比べて差別化が図れているか ・類似技術・製品・サービス等、特許先行調査がなされているか ・単に設備の更新ではなく、自社技術の付加など独自性が認められるか ②市場性 ・ターゲットは明確で、その課題や深刻度を把握し、ターゲット市場自体の成長性は見込めるか ・ターゲット（新規顧客等）の取引の獲得が見込めるか ③事業推進体制、スケジュール ・事業全体のスケジュールは妥当か ・技術的課題の解決に向け、指導助言を受ける大学等の選定は適切であり、事業推進体制が整っているか（大学等の役割が明確で、研究開発における協力体制がとれているか） ④新製品・新技術の売り上げ目標・県内への波及効果 ・達成すべき売上目標は適切か ・雇用創出等、地域経済に対する波及効果が期待できるか 等 ■上記のほか、下記の企業には、審査において加点措置があります。 ・島根県の次世代産業振興プロジェクトにおける次世代産業分野に関する取組み ・パートナーシップ構築宣言の登録企業		

公募期間：令和7年10月30日（木）～令和7年12月24日（水）17：00必着

▶お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課

TEL:0852-60-5112 E-mail:sat@joho-shimane.or.jp

URL:https://www.joho-shimane.or.jp/

